

## 家庭ごみの出し方・リサちゃんだよりに掲載する広告の取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）及び船橋市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定に基づき、船橋市（以下「市」という。）が発行する家庭ごみの出し方・リサちゃんだより（以下「家庭ごみの出し方」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告内容の基準)

第2条 広告掲載をすることができる広告内容は、要綱及び掲載基準に定めるものとする。

### (広告掲載の位置)

第3条 広告掲載の位置は、市長が指定した位置とする。

### (広告掲載料)

第4条 広告掲載料の下限の額については、発行の都度市長が別途定める。

### (広告掲載の期間)

第5条 広告の掲載期間は、発行された家庭ごみの出し方の配布期間とする。

### (広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、市のホームページ等により行うものとする。

### (広告掲載の申出)

第7条 広告掲載希望者は、家庭ごみの出し方・リサちゃんだより広告掲載申請書（第1号様式）に広告掲載を希望する広告の原稿案等を添えて、市長に申請するものとする。

### (広告掲載の決定)

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、広告掲載の要件を満たす申請者のうち、提示した広告掲載料の額が高額なものから順に広告掲載の諾否を決定するものとする。

2 前項において、1枠に2者以上より同額の広告掲載料を提示された場合の諾否の決定方法は抽選によるものとする。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の諾否を決定したときは、その旨を家庭ごみの出し方・リサちゃんだより広告掲載承諾可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 別に定める広告掲載料の下限の額に満たない金額を提示した申請は無効とする。

### (版下原稿の提出)

第9条 前条第1項の規定により広告掲載承諾の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が別に定める期日までに当該決定に係る広告の版下原稿を提出するものとする。

2 市長は、前項の版下原稿が第7条に規定する原稿案と著しい差異があると認めるとき、または、印刷業務に支障がある場合には、当該版下原稿の内容について修正を求めることができる。

3 版下原稿の作成に係る費用は広告主の負担とする。

### (広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を市長が別に定める期日までに納付するものとする。

2 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができないときは、広告掲載料を還付することができる。

### (広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、広告主が第 9 条第 2 項の規定による修正の求めに応じない場合又は前条第 1 項に規定する期日までに広告掲載料を納付しない場合は、第 8 条第 1 項の規定による承諾の決定を取り消すことができる。

(その他)

第 12 条 市長は、第 6 条の規定による募集期間を経過しても広告掲載枠に余りがある場合には、次回募集期間を設けずに市内業者等に直接交渉するものとする。

附 則

この基準は平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

家庭ごみの出し方・リサちゃんだより広告掲載申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

申 請 者 氏名（名 称）

代表者職氏名

次のとおり、家庭ごみの出し方・リサちゃんだよりの広告掲載を申請します。

|           |                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広 告 掲 載 料 | 円（消費税及び地方消費税を含む）                                                                                                                                                                                                           |
| 広 告 内 容   | 別添資料のとおり                                                                                                                                                                                                                   |
| 掲載希望位置    | 表表紙（1 ページ） ・ 裏表紙（8 ページ）                                                                                                                                                                                                    |
| 添 付 資 料   | <div><input type="checkbox"/> 広告原稿（紙原稿 2 部、電子ファイル）</div> <div><input type="checkbox"/> 事業概要が分かる資料（パンフレット等）</div> <div><input type="checkbox"/> 登記事項証明書（法人の場合ご提出ください。コピー可）</div> <div><input type="checkbox"/> その他（ ）</div> |
| 担当者連絡先    | <div><input type="checkbox"/> 職 氏 名</div> <div><input type="checkbox"/> 電話番号</div> <div><input type="checkbox"/> FAX 番号</div> <div><input type="checkbox"/> E-mail</div>                                                   |
| 備 考       |                                                                                                                                                                                                                            |

第2号様式

家庭ごみの出し方・リサちゃんだより広告掲載承諾可否決定通知書

船 ク 推 第 号  
年 月 日

様

船橋市長 松 戸 徹

年 月 日付けで申請のありました、家庭ごみの出し方・リサちゃんだよりの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 掲 載 の 可 否              |                  |
| 掲 載 し な い<br>場 合 の 理 由 |                  |
| 広 告 掲 載 料              | 円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 広 告 掲 載 位 置            |                  |
| 納 付 期 限 等              |                  |
| 備 考                    |                  |

※家庭ごみの出し方・リサちゃんだよりに掲載する広告取扱基準の規定により、この通知による交付の承諾を取り消すことがあります。